

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（案）について
（概要）

令和5年11月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省産業技術環境局環境経済室

1. 改正の背景

- 調整後温室効果ガス排出量の報告については、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）第1条第4号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成22年経済産業省・環境省告示第4号）に規定している。
- 今般、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法の見直しについて、令和4年1月から12月まで、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において議論を行い、同年12月に中間取りまとめを公表したところ。本取りまとめ及びこれを受けた報告命令の改正を踏まえ、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法について所要の改正を行う。

2. 改正案の概要

- 廃棄物の燃料利用又は廃棄物燃料の使用により発生する二酸化炭素がエネルギー起源CO₂に位置付けられたことに伴い、調整対象温室効果ガス排出量のうちエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量から、廃棄物又は廃棄物燃料の使用により発生する二酸化炭素について控除することとする。【第2第2項第1号イ関係】
- 改正報告命令により、ガス事業者及び熱供給事業者についても、調整後排出係数を公表することから、調整後温室効果ガス排出量における、他人から供給された都市ガス及び熱の使用による排出量の算定について、電気と同様に事業者別の調整後排出係数を使用することとする。【第2第2項第1号ハ及びニ関係】
- 特定排出者が購入した国内認証排出削減相当量及び非化石証書について、非化石電気由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計は他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を、非化石熱由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量は他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量を上限として控除できることとする。ただし、適用日以前に認証されたグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量については従前の通り使用可能とする。【第3第3項、附則関係】
- その他所要の改正を行う。【第2第1項及び第2項、第3第5項関係】

3. 根拠条項

- 報告命令第1条第4号

4. 今後の予定

- 適用期日：令和6年4月1日

以上